

まん延防止等重点措置③

飲食店以外の施設への協力

<対象施設>

- ✓ 運動施設や遊技施設、劇場、集会場など

人数上限を5,000人、

かつ収容定員：大声なし100% 大声あり50%以内

- ✓ 遊興施設、物品販売を営む店舗

<協力依頼>

- ✓ 営業時間は午前5時から午後8時まで

- ✓ 酒類の提供は行わない

(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)

- ✓ カラオケ設備の利用を行わない。